

預かり保育の無償化に係る配置基準等について(事例)

無償化の対象として必要な配置要件等について、下記のとおり事例を作成しましたので、参考としてください(内容は文部科学省に確認済です)。

【配置基準】 3歳児：幼児20人につき1人、4・5歳児：幼児30人につき1人 ※ただし、当該職員の数2人を下回らないこと。

【資格要件】 配置基準上必要な職員の1/3を、保育士又は幼稚園教諭の普通免許状を有する者とすること。

【専従要件】 配置基準上必要な職員は、預かり保育に専従しなければならない。ただし、当該幼稚園等の職員(有資格者)の支援を受けることができるときは、有資格者1人で処遇できる範囲内において、預かり保育に従事する職員を1人とすることが出来る。

配置基準上、有資格者1人で処遇できる場合(下記事例1～3の場合等)は、支援を行う職員が有資格の幼稚園の教諭等であれば(必要な際にすぐに預かり保育の対応が可能なので)、その支援を行う教諭は専従でなくてよい。もう1人の職員は、有資格者で預かり保育に専従しなければならない。

	預かり保育を行う園児数	職員の配置基準に必要な人数の算出	無償化に係る職員の配置基準、資格、専従要件を満たす要件
1	3歳児 20人	3歳児 20人×1/20=1 1人 2人を下回ることが出来ない 必要な人数：2人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">有資格者1人で処遇出来る場合</div> 有資格者1人必要 ●有資格の預かり保育従事者 1人(専従) ●有資格又は無資格の預かり保育従事者 1人(専従)又は有資格の幼稚園職員等 1人(専従でない)→支援を行う教諭
2	4・5歳児 10人	4・5歳児 10人×1/30≒ 0.4 2人を下回ることが出来ない 必要な人数：2人	
3	3歳児 10人 4・5歳児 10人 を同じ部屋で預かる場合	3歳児 10人×1/20=0.5 4・5歳児 10人×1/30≒0.4 0.5+0.4=0.9人 1人 2人を下回ることが出来ない 必要な人数：2人	

	預かり保育を行う園児数	職員の配置基準に必要な人数の算出	無償化に係る職員の配置基準、資格、専従要件を満たす要件
4	3歳児 10人 4・5歳児 20人 を同じ部屋で預かる場合	3歳児 10人×1/20=0.5 4・5歳児 20人×1/30≒0.7 0.5+0.7=1.2人 必要な人数：2人	有資格者1人必要 ●有資格の預かり保育従事者 1人(専従) ●有資格又は無資格の預かり保育従事者 1人(専従)
5	3歳児 20人 4・5歳児 40人 を同じ部屋で預かる場合	3歳児 20人×1/20=1 4・5歳児 40人×1/30≒1.4 1+1.4=2.4人 必要な人数：3人	有資格者1人必要 ●有資格の預かり保育従事者 1人(専従) ●有資格又は無資格の預かり保育従事者 2人(専従)
6	3歳児 30人 4・5歳児 45人 を同じ部屋で預かる場合	3歳児 30人×1/20=1.5 4・5歳児 45人×1/30=1.5 1.5+1.5=3人 必要な人数：3人	有資格者1人必要 ●有資格の預かり保育従事者 1人(専従) ●有資格又は無資格の預かり保育従事者 2人(専従)
7	3歳児 30人 4・5歳児 45人 3歳児と4・5歳児を別の部屋で預かる場合	3歳児 30人×1/20=1.5 3歳児の預かり保育に必要な人数：2人 4・5歳児 45人×1/30=1.5 4・5歳児の預かり保育に必要な人数：2人 合計4人	【3歳児】 有資格者1人必要 ●有資格の預かり保育従事者 1人(専従) ●有資格又は無資格の預かり保育従事者 1人(専従) 【4・5歳児】 有資格者1人必要 ●有資格の預かり保育従事者 1人(専従) ●有資格又は無資格の預かり保育従事者 1人(専従) 有資格者合計2人必要